

平成二十七年九月十五日受領  
答弁第四〇六号

内閣衆質一八九第四〇六号

平成二十七年九月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第三回  
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出沖繩戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する第

三回質問に対する答弁書

一について

先の答弁書（平成二十七年九月一日内閣衆質一八九第三八九号。以下「三八九号答弁書」という。）は、外務省北米局において起案し、同省においてしかるべく決裁を経た上で、内閣として決定したものである。また、先の答弁書（平成二十七年八月十八日内閣衆質一八九第三七四号。以下「三七四号答弁書」という。）に係るお尋ねについては、三八九号答弁書一についてでお答えしたとおりであるから、お尋ねの「起案した者の名前」を明らかにする必要があるとは考えていない。

二及び三について

お尋ねについては、三七四号答弁書一及び二についてでお答えしたとおりである。